日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十九年三月三十一日文部科学大臣認可二十八受文科高第二二〇八号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

第十条第一項中「第一条の二の七」を「第一条の二の八」に改める。

附　則

この変更は、平成二十九年四月一日から実施する。

平成二十九年五月十日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号　日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更について

（平成二十九年三月三十一日文部科学大臣認可二十八受文科高第二二〇七号）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第二十六条第二項の表中「千分の九十六・四五」を「千分の九十七・一三」に、「千分の十一・六三」を「千分の十二・三一」に、「千分の九十五・九」を「千分の九十六・五八」に改め、同条第三項の表中「千分の九十五・九」を「千分の九十六・五八」に、「千分の十一・六三」に、同条第五項の表中「千分の九十五・二」を「千分の九十五・八八」に、「千分の十一・六三」を「千分の十二・三一」に改める。

第二条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日文部科学大臣認可二十八受文科高第千二百四十一号）の一部を次のように変更する。

附則第二項中「次項において」及び「次項及び附則第四項において」を「以下」に改める。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3　当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であって、共済規程第十二条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前項の規定により同条第一項第三号の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同条の規定にかかわらず、加入者としない。

一　その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。）

二　その一月間の所定労働日数が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

4　特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者（加入者及び七十歳以上の教職員等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。附則第六項第一号において同じ。）をいう。以下同じ。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又は口に掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の二の七第一項各号のいずれにも該当する者（同項第一号に該当する者がいない学校法人等にあっては、同項第二号に該当する者）に限る。附則第八項第二号イにおいて同じ。）の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第五項中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削り、同項を附則第十一項とし、同項の前に次の六項を加える。

5　前項ただし書の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

6　特定学校法人等（附則第四項本文の規定により附則第三項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。）以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者（加入者、七十歳以上の教職員等及び特定四分の三未満短時間労働者をいう。次号において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又は口に掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者（私立学校教職員共済法施行規則第一条の二の七第四項において準用する同条第一項各号のいずれにも該当する者（同項第一号に該当する者がいない学校法人等にあっては、同項第二号に該当する者）に限る。）の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

7　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、附則第三項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての共済規程第十四条の規定の適用については、同条中「その教職員等となった日」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日二十八受文科高第千二百四十一号）附則第六項の申出が受理された日」と、「教職員等となった者」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について附則第三項に規定する特定四分の三未満短時間労働者」とする。

8　附則第六項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について附則第三項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又は口に掲げる同意

イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意